

保育料徴収基準額表【2・3号認定(保育認定)】口

() は2号認定 (単位：円)

国階層			市階層				
階層区分	保育料	推定年収	階層区分			新保育料	
						標準時間認定	短時間認定
生活保護	0	0	A	生活保護		0	0
市民税 非課税世帯	9,000 (6,000)	～260万円	B	市民税非課税世帯		0	0
市民税 所得割 48,600円未満	19,500 (16,500)	～330万円	C1	市民税均等割	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					ひとり親世帯等 以外の世帯	6,500 (4,500)	6,300 (4,400)
			C2	24,299円以下	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					ひとり親世帯等 以外の世帯	8,200 (6,400)	8,000 (6,200)
			C3	24,300円以上 48,599円以下	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					ひとり親世帯等 以外の世帯	8,800 (7,000)	8,600 (6,800)
所得割 97,000円未満	30,000 (27,000)	～470万円	C4	48,600円以上 60,699円以下	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					ひとり親世帯等 以外の世帯	11,000 (9,100)	10,800 (8,900)
			C5	60,700円以上 72,799円以下	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					ひとり親世帯等 以外の世帯	13,100 (10,800)	12,800 (10,600)
			C6	72,800円以上 84,899円以下	77,100円以下である ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
					77,100円以下である ひとり親世帯等以外の世 帯	15,400 (12,900)	15,100 (12,600)
C7	84,900円以上 96,999円以下		18,600 (16,500)	18,200 (16,200)			
所得割 169,000円未満	44,500 (41,500)	～640万円	C8	97,000円以上 114,999円以下		23,100 (20,100)	22,700 (19,700)
			C9	115,000円以上 132,999円以下		29,800 (21,800)	29,200 (21,400)
			C10	133,000円以上 150,999円以下		35,400 (23,100)	34,700 (22,700)
			C11	151,000円以上 168,999円以下		40,200 (23,800)	39,500 (23,300)
所得割 301,000円未満	61,000 (58,000)	～930万円	C12	169,000円以上 201,999円以下		44,400 (24,600)	43,600 (24,100)
			C13	202,000円以上 234,999円以下		47,300 (25,300)	46,400 (24,800)
			C14	235,000円以上 267,999円以下		49,000 (25,800)	48,100 (25,300)
			C15	268,000円以上 300,999円以下		50,000 (26,500)	49,100 (26,000)
所得割 397,000円未満	80,000 (77,000)	～1,130万円	C16	301,000円以上 332,999円以下		55,400 (27,300)	54,400 (26,800)
			C17	333,000円以上 364,999円以下		59,800 (27,800)	58,700 (27,300)
			C18	365,000円以上 396,999円以下		63,300 (29,200)	62,200 (28,700)
所得割 397,000円以上	104,000 (101,000)	1,130万円～	C19	397,000円以上 503,999円以下		66,700 (30,200)	65,500 (29,600)
			C20	504,000円以上		68,400 (30,500)	67,200 (29,900)

※4月1日の認定区分で年間の保育料を算定します。年度の途中で3号認定(2歳)から2号認定(3歳)に切り替わっても保育料は変わりません。

【2・3号認定(保育認定)子どもの多子軽減の取扱】

・就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に保育料を2人目は半額、3人目以降は無料とする。(対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間)

・上記のうち、市民税所得割額が77,100円以下であるひとり親世帯等又は市民税所得割額が57,699円以下であるひとり親世帯等以外の世帯は、対象となる年齢制限を除外する。また、市民税所得割額が77,100円以下であるひとり親世帯等は第1子から無料とする。